**■大阪府福祉のまちづくり条例における今後の検討項目について**

資料４

**１　大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインにおける検討項目**

○「今後さらなる取り組みが求められる分野」と記載した事項の対応

　・余暇や観光

　・観光客などの来訪が想定される歴史的建造物のバリアフリー

　　：引き続き事例の収集等を実施、国等の動向を注視し、府内における対応を検討。

　・緊急時、災害時の備えに関するバリアフリー　：福祉のまちづくり学会での検討を参考。

○心のバリアフリーの推進　：ガイドライン記載内容の啓発、職員研修等の実施。

○建築物等の整備方針の検討項目

○バリアフリー情報の提供の促進

　　：府として広域的な移動等円滑化の推進の観点から、市町村や民間事業者等が提供しているバリアフリー情報を一元化し、府のホームページで情報の提供を行う。

**２　各委員のご意見による検討項目**

○面的・一体的なバリアフリー整備の必要性

　　：ガイドライン 序章-16に「連続したバリアフリー整備」として取り組みの重要性を一定記載しているものの、面的・一体的なバリアフリー整備を進めるための、具体的な手法の検討が必要。

○視覚障がい者のエスカレーターへの誘導

　：交通バリアフリー基準では、駅舎等における視覚障がい者の誘導方策として、段差解消はエレベーター、スロープによるものが優先され、それによりがたい場合はエスカレーターとされている。  
事故発生時の事業者の責任問題も課題であるため、引き続き検討が必要。  
⇒交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正等、国の動向を注視。

|  |
| --- |
| 検討体制（案） |

事務局取りまとめ・審議会委員に報告

勉強会

検討部会

第６回審議会

※勉強会について

障がい等当事者・設計者等、様々な意見を盛り込むため、部会とは別に任意参加の勉強会を開催。

委員所属団体から関係者の方に出席していただく。勉強会後、委員を中心に各団体で出た意見を集約し、

部会で議論を行う。

ガイドライン改定版 公表

（H３０年４月）